

エスカレーターの安全な利用の促進について（答申）（概要版）

1 はじめに

○令和3年11月1日 名古屋市長から名古屋市消費生活審議会に諮問

- ・エスカレーターは駅や商業施設など多くの場所で日常的に利用されているが、利用方法によっては転倒等の事故が発生する危険性がある
- ・消費者庁は、各地方公共団体に対して消費者啓発の取組を求めている（平成27年6月26日付事務連絡）
- ・埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例が令和3年3月に制定、令和3年10月に施行
- ・エスカレーターの安全な利用を促進するため、効果的な対策などについて審議を求める

○諮問を受け、名古屋市消費生活審議会に「エスカレーターの安全な利用の促進に関する小委員会」を設置し調査審議

<参考>

○平成27年6月26日付消費者庁事務連絡の概要

エスカレーターはその構造上、安全対策の整備後にも一定のリスクが残留する。各地方公共団体においては、事故発生防止のため、消費者がリスクを認識して安全に利用するよう消費者啓発の取組をお願いする。

※本事務連絡は、平成27年6月の消費者安全調査委員会からの意見を受け発出

○埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例（令和3年3月公布、令和3年10月施行）の概要

- ・エスカレーターの利用に関して規定した初めての条例
- ・利用者に対し、立ち止まった状態でエスカレーターを利用することを義務付け
- ・管理者に対し、利用者に対し立ち止まった状態でエスカレーターを利用すべきことを周知することを義務付け
- ・条例制定に伴い、埼玉県では管理者への支援としてPRシールやポスター、アナウンス音声データの配布、条例施行時期に合わせた駅構内でのキャンペーン、各種広報媒体による啓発等を実施

エスカレーターの安全な利用の促進について（答申）（概要版）

2 エスカレーターの事故や安全対策の現状及び名古屋市における状況等（その1）

○全国における事故の状況（一般社団法人日本エレベーター協会「エスカレーターにおける利用者災害の調査報告（第9回）」より）

- ・平成30年1月～令和元年12月の2年間で1,550件の事故が発生
（交通機関47.4%、ショッピングセンター22.8%、百貨店7.7%）
- ・主な事故である転倒、挟まれ、転落のうち、最も多いものは転倒で全体の62.1%
- ・被災者のうち46.6%は60歳以上の人
- ・乗り方不良に起因すると考えられる事故が全体の51.9%

※乗り方不良…①手すりを持たず転倒する（両手に荷物など）、②踏段の黄色の線から足をはみ出し挟まれる、③踏段上を歩行しつまずき転倒する、④手すりから体をはみ出し挟まれる（ぶつかる）、⑤逆走して駆け上がり（又は駆け下り）転倒する

○名古屋市における事故等の状況

●名古屋市の救急隊出動事案（エスカレーター関係）

- ・令和3年度は133件（交通機関39.1%、商業施設（スーパー、デパート）46.6%）
- ・傷病の程度は軽症が最も多く全体の75.2%
- ・傷病者のうち80.5%は高齢者（65歳以上）

●市内施設では、転倒事故（交通機関）やカートに乗せたことによる事故（ショッピングセンター）等が発生

●名古屋市に対し、市民等から「歩行をやめさせてほしい」、「歩いてきた人がぶつかり転落しそうになった」などの意見等が寄せられている

○地方自治体や関係事業者等により、様々な啓発の取組が行われている

<安全対策の現状>

- 構造、設置（ハード面）に関する対策**…建築基準法令及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）など
- 利用方法、注意喚起等（ソフト面）に関する対策**…エスカレーターの転落防止対策に関するガイドライン（国土交通省） など

エスカレーターの安全な利用の促進について（答申）（概要版）

2 エスカレーターの事故や安全対策の現状及び名古屋市における状況等（その2）

○市内におけるエスカレーター設置状況

- ・推計3,079台（愛知県内にある台数のうち65.4%）

○市内における利用実態（名古屋市による市内10か所における実態把握調査）

- ・歩いて又は走って利用している割合は、全体平均で21.3%（交通機関26.4%、ショッピングセンター及び百貨店4.8%、文化・学術施設2.8%）
- ・立ち止まって利用している人が78.7%（左側62.3%、中央8.8%、右側7.6%）

○エスカレーターについての市民意識（名古屋市による市民意識調査（標本数2,000人、有効回収率43.0%））

- ・普段エスカレーターを利用する人は89.9%、うち、普段立ち止まって乗ると回答した人は94.2%
- ・歩いたり走ったりして利用した経験のある人は75.3%で、主な理由は「急いでいたから」（69.9%）
- ・危険だと思うことは、①降り口での滞留（61.2%）、②歩いたり走ったりすること（57.5%）、③キャリーバッグやベビーカーなどを乗せること（55.3%）

<利用実態及び利用者の意識についての分析>

- ・現状「基本的には立ち止まって利用することが多いものの、急いでいるとき等は歩いてしまうという状態」であり、利用者の意識としては「歩行利用について危険だと感じているものの、急いでいるときは仕方がないと感じている状態」であると推測される
- ・議論の中で、「利用者の中には、自分が歩いて利用したところで、他人に迷惑はかけていないという認識が依然としてある」といった意見や「エスカレーターを危険だと思っている人は少ないのでは」といった意見が出された
- ・エスカレーターは利用方法により事故発生の危険性があることについて、現状、十分認識されている状態ではないと考えられる

エスカレーターの安全な利用の促進について（答申）（概要版）

3 エスカレーターの安全な利用の促進に関する対策

＜エスカレーターを安全に利用するための「重要事項」7項目＞

- ①踏段の上では立ち止まる（「**最重要事項**」）
- ②降り口で滞留しない
- ③ベビーカー等（踏段1段分の幅から車輪がはみ出す大きさのもの。キャリーバッグ、カート、車いす、台車なども含む）は乗せない、キャリーバッグはしっかりと手で持つ
- ④手すりから外側へ顔や手、体を乗り出さない
- ⑤手すりにつかまる
- ⑥黄色い線の内側に立つ
- ⑦子どもの利用に関しては保護者が注意する（同じ段に乗せる、エスカレーター周辺で遊ばせない等）

＜取組の方向性＞

意識啓発

- 注意喚起表示**：デザインの工夫等で視認性及び訴求力を向上、市域全体で一体となった訴求
- 安全利用についての知識の普及**：内容や切り口の工夫で興味を引き関心を高める、幼少期からの教育で安全利用の意識を深く定着させ、保護者への波及も期待
- キャンペーンは時期や場所を工夫して注目度を高める
- 市民からアイデアを募り、安全利用について考えるきっかけとし市民自身の意識の高揚につなげる

環境整備

- ハード面**：一人乗り幅のエスカレーターの整備や手すりの抗菌加工等の実施が挙げられたが、輸送効率の低下や設備投資、人件費等の負担といった課題がある
- ソフト面**：ビジュアルデザインによる行動変容の視点を取り入れ、利用者に対し自然と安全利用を促すような手法で取り組む（踏段上の足型マークの設置、本体への注意喚起シールの貼付、周辺の注意喚起表示を専門の事業者や学生等による柔軟な発想で制作 など）

広がりを持った取組とするための方策

- 広報・啓発活動等において周辺市町村や愛知県と連携
- 市の関係部署は複数存在するが、市として一体となった取組をする

その他

- 条例は有効性や必要性について十分な検討が必要だが、意識向上や関係者一丸となった取組を進めるために制定するという方法もあると考える